

広島大学消費生活協同組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2023年3月1日 ～ 2027年2月28日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。

<対策>

- 2023年3月～ 年次有給休暇の取得状況を調査。
部店長は各自の部店舗における年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2023年9月～ 計画的な取得に向けて研修やミーティング等を実施。
- 2024年3月～ 各店舗において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 2024年9月～ 各部門の店長会議等で年次有給休暇の取得状況を確認。
問題点の検討を行う。

目標2：子育てを行う職員が安心して働き続けることができる職場環境をつくる

<対策>

- 各種制度の周知を行う
 - ・法令に基づく諸制度の調査を実施。産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、各種制度の周知や情報提供を行う。
- 管理職の研修を実施する
 - ・店長会議等において、育児休業制度についての研修を実施。同制度について部店長全員の理解を深める。
- 性別に関係なく全職員が安心して育児休業を取得できるように支援する
 - ・休業前に面接を行い、本人の要望をヒアリングする
 - ・休業中および休業前後の職場運営について、職場全体で議論し必要な対策を講じる。
 - ・復帰後も本人の要望をヒアリングし、必要な処置をとる。

広島大学消費生活協同組合

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

当生協は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいた課題分析により抽出された課題の解決に向けて、以下の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間:2022年4月1日～2027年2月28日

2. 内容

〈目標〉

- ・管理職(店長・課長級)の女性職員の割合を40%以上にする
- ・役員(常勤理事)のうち、1人以上を女性にする

〈計画〉

2022年4月～

管理職および役員の実務を部門ごとに精査する。併せて、女性職員に対するアンケートや面談等を通じて、実情や要望の把握に努める。

2023年4月～

女性が活躍できる職場であることを求職者に向けて、積極的に広報する。

2024年4月～

これまでの取組内容を分析し、キャリアアップを目指す職員に対し、計画的な育成支援と登用促進を図る。

以上